

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>附則 この規程は、令和6年11月1日から施行する。</p>					
<p>別表 1 保険適用外の料金</p>			<p>別表 1 保険適用外の料金</p>		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	アレックスビー筋注用1V アブリスボ筋注用1V (新設)	23,320 29,480 (新設)	処置料等	アレックスビー筋注用1V	23,320
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
紙おむつ等提供料	成人用 1枚あたり 新生児用 1枚あたり (新設)	132 95 (新設)	成人用紙おむつ提供料	1枚当たり	132
(略)			(略)		
<p>【改正理由】 産科婦人科で使用予定の薬剤「アブリスボ筋注用」及び病棟で提供を開始する「新生児用紙おむつ」について、新たに自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。</p>					